

不動産無料相談所ってどんなところ？

「不動産無料相談所」は、ハトマークの(公社)広島県宅地建物取引業協会が開設し、永年不動産取引に精通し、相談員研修を受講した専門家がわかりやすく対応します。不動産に関わる問題ならどんなことでもお気軽にご相談ください。



相談内容 例えばこんなご相談を受け付けています

賃貸



入居申込をキャンセルしたのに申込金が返還されない

退去時に多額の原状回復費(補修費)を請求された

敷金が返還されない



毎月第1・3金曜日

(受付時間/13:00~16:00)

無料相談

第1・3金曜日以外の場合は協会本部へお問合せください。

(公社)広島県宅地建物取引業協会

受付/月~金(祝日除く)10:00~16:00

広島市中区昭和町11-5(広島県不動産会館4階)

TEL082-243-0011



売買



契約解除をしたら手付金はどうなりますか

住宅ローンが承認されないにもかかわらず白紙解約できない

かし
瑕疵担保責任に基づいて雨漏りの補修がされない



電話での相談も可能です



公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会
安芸賀茂支部 安芸郡海田町窪町5-11 藤井ビル2階

TEL082-822-7096

(毎月第1・3金曜日 受付時間/13:00~16:00)

ご来場は公共交通機関をご利用ください。

JR/「海田市駅」より徒歩5分

